



Y.T.A SOLUTIONS

特定技能1号（自動車整備業ガイド）

人材不足に“外国人採用”という解決策を！

特定技能制度はなぜ 作られたのか？

特定技能制度とは、日本国内で不足している労働力をアジア圏の外国人の就労によって確保するために2018年12月の臨時国会で定められた外国人の在留制度です。

制定により2019年4月1日以降、深刻な人手不足に窮している産業分野では、即戦力となる新たな外国人材の受け入れができるようになりました。

昨今、日本国内の中小企業や小規模事業者では、人手不足が深刻化しています。技能実習生や、外国人留学生が労働力の担い手として活躍してはいるものの、本来技能実習生が在日した目的は労働力の供給ではありません。

技能実習生は、日本で特定の業種に就いて学び、その学んだ技術を生まれ育った自分の国へと持ち帰り母国の発展に役立てることが目的です。また外国人留学生は、日本の学校で勉強し、学んだことを技能実習生同様、自分の国へ持ち帰り、役立てる目的で来日しているのです。

そのため、人手不足の解消にまでは至っていませんでした。しかし、このままでは日本の中小企業や小規模事業者は会社として成り立たなくなってしまう。

このように人手不足によって日本経済、ひいては社会基盤が存続の危機を迎える中、対策として新たな在留資格である「特定技能」が生まれました。

特定技能が認められている業種

厚生労働省



介護



ビルクリーニング

経済産業省



工業製品製造業

※ 旧名称が統合されました
産業機械製造
素形材産業
電気・電子情報関連産業

国土交通省



建設



造船・船用工業



宿泊



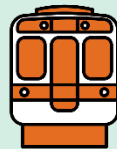
自動車整備



航空



自動車運送業



鉄道

農林水産省



農業



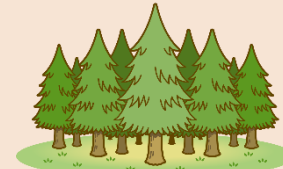
飲食料品製造業



外食業



漁業



林業



木材産業

日本語能力試験 (JLPT)

N1

- ・「幅広い場面で使われる日本語を理解することができる」 **ネイティブレベル**
- ・複雑な文章・抽象度の高い文章の読解やニュース・講義を聞いて、内容の構成の詳細な理解、要旨の把握ができる。

N2

- ・「日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる」 **ビジネスレベル**
- ・新聞や雑誌の記事、一般的な話題の読解、まとまりのある会話やニュースを聞いて話の流れや内容などを理解できる。

N3

- ・「日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる」 **日常会話レベル**
- ・日常的で具体的な内容の文章の理解と、やや自然に近いスピードで日常的な場面での会話を聞き、理解することができる。

N4

- ・「基本的な日本語を理解することができる」 **中級レベル**
- ・基本的な語彙や漢字を使って書かれた文章の理解と、ゆっくりで易しい内容であれば会話ができる。

N5

- ・「基本的な日本語をある程度理解することができる」 **初級・単語理解レベル**
- ・ひらがなやカタカナ、日常生活で用いられる漢字で書かれた語句や文の理解、ゆっくり話される短い会話であれば、必要な情報を聞き取ることができる。

特定技能ビザに必要な求職者の条件（自動車整備業）

受け入れ企業の条件	道路運送車両法に基づいて、認証を受けた事業場である必要があります。認証を受けた事業場とは、道路運送車両法第78条第1項に基づき、地方運輸局長から認証を受けている自動車整備工場
受け入れ人数の上限	特になし
受け入れ期間の制限	特定技能1号は通算5年が上限
雇用形態	直接雇用のみ
仕事内容、業務内容	日常点検整備：エンジンルームのブレーキ液、冷却水、エンジン・オイルの量などの点検、ランプ類の点灯・点滅などの点検、タイヤの亀裂・損傷の有無、空気圧などの点検、エンジンのかかり具合・異音などの点検、ブレーキの効き具合などの点検、定期点検整備「特定整備」「分解整備」「自動運行装置」など
給料・待遇	同じ業務に従事する社員と同等かそれ以上の報酬

就労可能な在留資格（自動車整備業）

	介護	技能実習	特定技能1号	特定活動 (EPA)	永住者・定住者
制度趣旨	専門的・技術分野での外国人受入れ	国際貢献 日本の先進的な取組・技術を学び、本人手不足の産業に対して、即戦力となる労働力の提供	人手不足解消 人手不足の産業に対して、即戦力となる労働力の提供	経済連携協定 (EPA) に基づく介護福祉士候補者の受入れ	「身分」に基づく在留資格
対象国	制限なし	ベトナム等16か国	制限なし	インドネシア、フィリピン、ベトナム	制限なし
在留期間	制限なし（更新可能）	3年（最長5年）	5年	4年（最長5年）	永住者：制限なし 定住者：在留期間指定（更新可能）
日本語能力条件	なし主にN1～N3	N4以上	N4以上	N5以上主にN3～N5	なし
受入れ条件	なし	・訪問系サービス不可 ・技能実習管理責任者（講習受講要）等	なし	・訪問系サービス不可 ・定員30名以上 ・介福比率40%以上等	なし
給与条件	労基法に則る	日本人同等	日本人同等	日本人同等	労基法に則る
転職	可	不可	可	不可	可
受入れ人数上限	なし	常勤職員の5%	なし	制度による	なし

就業施設と雇用条件

☆技能評価試験合格

【学科試験】

・構造、機能および取扱法などの初等知識・点検、修理および調整などの初等知識・整備用の試験機や、計量器などの初等知識・材料・燃料油脂の性質などの初等知識と仕事で必要な日本語の能力

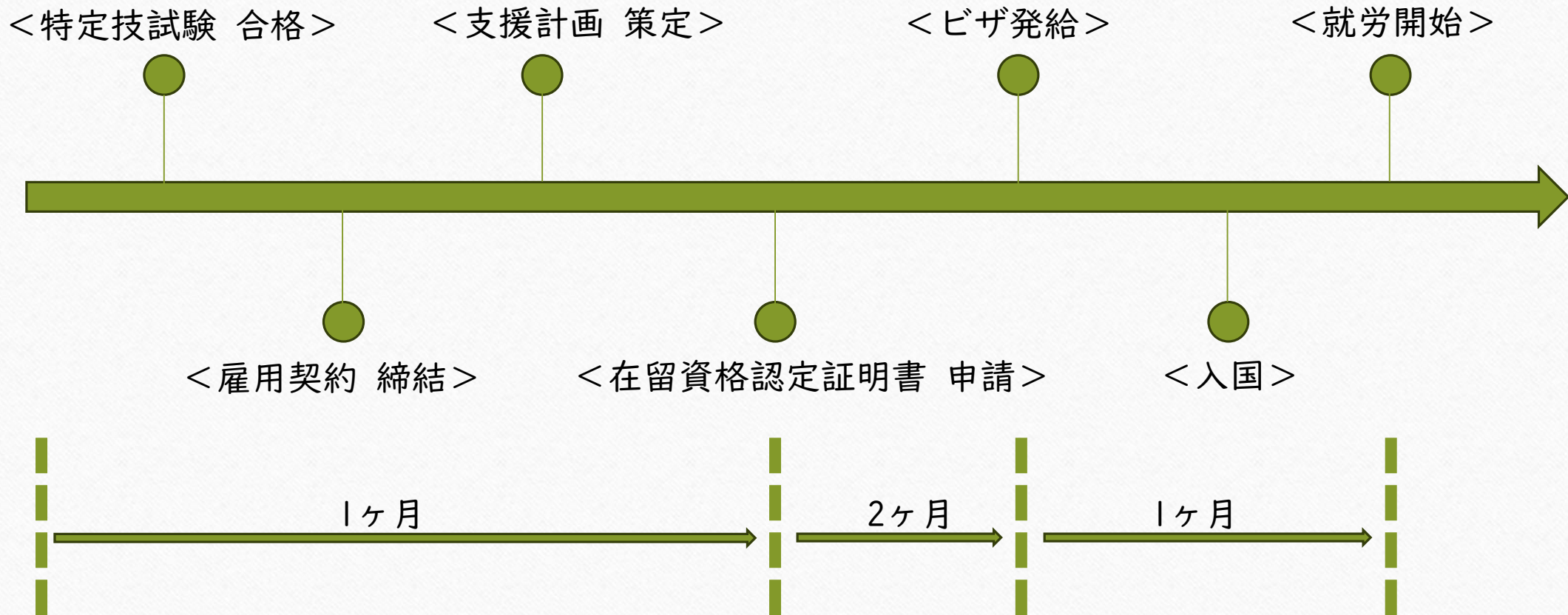
【実技試験】

・簡単な基本工作、修理・分解、組立て、簡単な点検および調整・簡単な整備用の試験機、計量器などの取扱い

☆「日本語能力試験（JLPT）**N4以上**」か「国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）**A2以上**」合格

海外在住の外国人を採用する場合

海外からの採用者は4ヶ月～6ヶ月程度の期間がかかる



国内在住の外国人を採用する場合

国内からの採用者は就労開始まで**2ヶ月～3ヶ月程度**の期間がかかる



登録支援機関への委託費用の把握

外国人の支援業務は多岐にわたり、下記に内容の一部をご紹介します。

- ・ 事前ガイダンス
- ・ 出入国の際の送迎
- ・ 住居確保、電気・水道などの生活インフラ支援
- ・ 口座開設、携帯電話等の契約の支援
- ・ 公的手続きへの同行
- ・ 日本語教育、資格取得支援
- ・ 行政への報告および書類作成
- ・ 外国人スタッフへのオリエンテーション実施
- ・ 定期面談の実施
- ・ コミュニティへの参加、交流促進

特定技能の支援を委託する場合は、支援を依頼するたびに費用が発生するのか、毎月のランニングコストとしてかかるのかなど、契約後のトラブルを防ぐため比較検討をする必要があります。

また、人材紹介をしてもらった会社とは別の会社に支援を委託することも可能です。雇用する外国人が増えるほど委託費用も上がりますので、複数名の採用を検討する場合には、人材紹介料以外の部分にも目を向けることが大切です。

支援に関する費用負担を外国人に求めない

外国人の支援業務にかかわる費用は、原則本人負担を強いることができません。
しかし、一部例外も存在しているので簡単にご紹介します。

本人負担NG

- ・ 支援にかかる費用
 - ・ 通訳を雇う費用
 - ・ 登録支援機関への委託料
 - ・ 賃貸マンションの礼金、仲介手数料
- ※会社借上げの場合

本人負担OK

- ・ 特定技能への在留資格申請費用
 - ・ 日本までの渡航費
 - ・ 賃貸マンションの家賃や共益費
 - ・ 賃貸マンションの礼金、仲介手数料
- ※本人契約の場合

外国人に費用負担をお願いする場合、例えば費用10万円だとしても海外現地の平均給与の何ヶ月分もの大金になることは少なくありません。また、外国人側としてもできるだけ費用負担なく日本で仕事をしたいと思うのが当然ですので、本人負担が高額になる求人はそもそも選ばれないということも十分あります。安易に外国人に費用負担を求めることは避けましょう。

国が定める10項目の支援業務

①事前ガイダンス

・在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



特定技能協議会への加入

特定技能所属機関（受け入れ企業）は、**出入国在留管理庁への在留諸申請の前に**、特定技能協議会への入会が必須。

会費： **不要**

申請方法： 郵送 or 電子申請

協議会への加入の審査には2週間～2ヶ月ほどの期間がかかります。
協議会への加入が遅れることで在留資格の申請が遅れる場合は、外国人に働いてもらうことができなくなりますので、前もって加入の申請をおこないましょう。

Y.T.Aソリューションズからのご紹介に関する費用（国外）

■業界平均

紹介料	理論年収の20~30%
登録支援機関業務委託料	月額30,000円~50,000円/人

■Y.T.Aソリューションズの場合

紹介料	30万円~ ※（国籍、経験、日本語レベルによる）
登録支援機関業務委託料	月額25,000円/人~

<例>

	国外
紹介料	275000
日本とベトナムの申請手数料 (基本給1ヶ月+片道チケット料)	175000
合計	450000

Y.T.Aソリューションズからのご紹介に関する費用（国内）

紹介料

300,000円～（税抜）

日本語	費用
N2	+100,000円
N1	+150,000円
※ビザ取得、切り替え手続き料別	

登録支援機関
業務委託料

25,000円/月～（税抜）

※ビザ更新、各種支援込

支援内容

- ・ 外国人スタッフの母国語での相談窓口
- ・ ビザの切り替え対応
- ・ 1年間の退職保証
- ・ 出入国の際の送迎
- ・ 住居確保、電気・水道などの生活インフラ支援
- ・ 口座開設、携帯電話等の契約の支援
- ・ 公的手続きへの同行
- ・ 日本語教育、資格取得支援
- ・ 行政への報告および書類作成
- ・ 外国人スタッフへのオリエンテーション実施
- ・ 定期面談の実施
- ・ コミュニティへの参加、交流促進 など



特定技能と技術・人文知識・国際業務の違い

	特定技能ビザ	技術・人文知識・国際業務（技人国）ビザ
種類	「特定技能1号」と「特定技能2号」 外食、自動車整備、飲食料製造業、介護、建設、農業など（16分野）	1. 技術：機械・電気系のエンジニア、プログラマーなど 2. 人文知識：営業、経理、マーケティングなど 3. 国際業務：通訳・翻訳、語学教師など
取得要件	技能水準試験 日本語能力：中級レベル以上（N4）	一定の学歴が必要（10年以上の実務経験がある場合は不要） 日本語能力：日常会話レベル（N3）からネイティブレベル（N1）
家族帯同の可否	「特定技能1号」：帯同不可 「特定技能2号」：帯同可	配偶者・子供の帯同可
在留期間	「特定技能1号」：通算5年 「特定技能2号」：永続的（要更新）	最長5年 更新すれば働き続けられる
採用までの期間	申請から2か月～6か月で就労（日本国内在住者の場合）	2週間～1か月で就労可能
費用	紹介費：30万円～ 支援費用：毎月2.5万円～	紹介費：20万円～（海外限定） 支援費用：なし

技術・人文知識・国際業務の外国人材ができる仕事

在留資格の区分	日本で行える活動	代表的な職種
技術	理学や工学、その他の自然科学の分野に関する技術や知識を必要とする業務に従事する活動	情報工学、システムエンジニア、プログラマー、宇宙工学、機械工学等、その他専門技術、専門知識を必要とする業務
人文知識	法律学、経営学、社会学、その他の人文科学の分野に関する技術や知識を必要とする業務に従事する活動	経理、営業、コンサルタント、法務、財務、企画、など
国際業務	外国の文化を基盤とした思考または感受性を必要とする業務に従事する活動	通訳、翻訳、企業での語学指導、海外取引、広告、宣伝、デザイナーなど

【許可事例】

本国において大学の観光学科を卒業した者が、外国人観光客が多く利用する本邦のホテルとの契約に基づき、月額約22万円の報酬を受けて、外国語を用いたフロント業務、外国人観光客担当としてのホテル内の施設案内業務等に従事するもの

在留資格	主な取得要件
技術・人文知識	下記のいずれかに該当していること・従事しようとする業務に必要な知識や技術に関連する科目を専攻し、大学を卒業している、またはそれと同等以上の教育を受けている・従事しようとする業務に必要な知識や技術に関連する科目を専攻して日本の専修学校の専門課程を修了している・10年以上の実務経験がある
国際業務	下記の全てに該当していること・翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝、海外取引業務、服飾あるいは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事すること・従事しようとする業務に関連する業務について3年以上の実務経験があること（ただし、大学卒業後に翻訳、通訳、語学の指導に係る業務に就く場合、実務経験は不要）

【不許可事例】

本邦で商学を専攻して大学を卒業した者が、新規に設立された本邦のホテルに採用されるとして申請があったが、従事しようとする業務の内容が、駐車誘導、レストランにおける料理の配膳・片付けであったことから、「技術・人文知識・国際業務」に該当する業務に従事するものとは認められず不許可となったもの